

中津市一般競争入札告示

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び中津市契約規則（昭和40年9月1日中津市規則第10号）第22条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年10月4日

契約担当者 中津市長 奥塚 正典

1. 一般競争入札に付する事項

1 工事名	耶環第1号 旧下毛第一清掃センター解体 工事
2 工事場所	中津市耶馬溪町大字栃木 地内
3 工期	240日間
4 工事概要	<p>●旧下毛第一清掃センター解体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械設備解体工事 1.0式 ・土木建築解体工事 1.0式 ・除染工事 1.0式 ・廃棄物処分 1.0式 ・跡地整備等工事 1.0式
5 予定価格	143,447,760円（税抜132,822,000円）
6 最低制限価格	<p>設定なし</p> <p>※ただし、落札額が予定価格の10分の8未満の場合は、契約保証金については下記のとおりとし、契約が解除された場合等の違約金の額についても同様とする。</p> <p>契約保証金 = 予定価格×0.8×10分の3</p>

2. 入札参加資格に関する事項

本案件の入札に参加することができる資格を有する者は次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

一. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)	業種	<p>解体工事 又は とび・土工・コンクリート工事</p> <p>※とび・土工工事については、平成28年6月1日時点で許可を受けて解体工事に該当する営業を営んでいる者</p>	<p>大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）により資格認定（格付）を受けている者のうち、中津市に当該業種の競争入札参加資格審査申請書を提出し登録されている者であること。</p>
-----	----	---	--

(2)	許可区分	特定建設業の許可を有すること。	公告日において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する許可を受けている者であること。
(3)	本店又は支店、営業所等の所在地	大分県 又は 福岡県	法第 3 条の規定により当該工事の業種の許可を受けた本店又は支店、営業所等を有する者であること。
(4)	総合評定値（P 点）	解体工事 1,000 点以上 とび・土工工事 1,000 点以上	公告日において有効な直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第 27 条の 27 の規定によるもので、同法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値が記載されているものに限る。）における「解体」又は「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の種目のものであること。
(5)	施工実績	平成 20 年度以降に国又は地方公共団体、その他公共団体が発注し、元請（共同企業体の場合は代表構成員である者とし、出資比率 50%以上のものに限る。）として施工した、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 13 年 4 月 25 日付け厚生労働省基発 401 号の 2）に基づく一般廃棄物焼却施設（処理能力 10 t / 日以上以上の施設）の焼却炉本体及びその建物の解体工事の施工実績（入札参加資格確認申請書の提出日において完成し、引渡しをしたものであること。）を有すること。 なお、添付書類等で明確に施工実績が確認できない場合は、当該施工実績要件を満たしている旨の発注者の証明書を添付すること。	
(6)	配置予定技術者	次に掲げる要件を満たす技術者を専任で配置できること。 ① 解体工事業に係る建設業法第 7 条第 2 項又は同法第 15 条第 2 項の資格を有し、解体工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。なお、とび・土工工事業の技術者（既存の者に限る。）も解体工事業の技術者とみなす。 ② 入札参加者と入札参加資格確認申請書の提出日以前 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。 ③ 上記(5) 施工実績以上の規模の工事に現場代理人又は技術者として従事した経験を有する者であること。	
(7)	施工方法等	別紙「旧下毛第一清掃センター解体工事発注仕様書」に適合した施工方法等であることが確認できる者であること。	

二. 入札参加資格事項等の共通事項

(1)	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2)	公告日から開札日までの間のいずれの日においても中津市契約規則施行細則（昭和 62 年中津市告示第 39 号）及び大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加資格者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和 60 年大分県告示第 267 号）の規定に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(3)	開札日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
(4)	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は更生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
(5)	暴力団関係者（暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。
(6)	本案件の入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。 ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係については、親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合 ② 親会社を同じくする子会社同士の関係については、親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合 ③ 人的関係については、一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(7)	当市が発注した他の工事において低入札価格基準価格未満の金額で応札し、調査の結果により落札者となった者で、その工事の完成検査に合格していない者でないこと。

3. 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加を希望する者は、別に配布する入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）を大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。（ただし、提案設計図書及び契約担当者が紙での提出を認めた場合は、紙で申請できるものとする。）なお、期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は入札に参加することができない。
申請書等は電子入札システムよりダウンロードできます。
- (2) 申請書等の提出期限等
 - ・期 間 平成30年10月 5日（金）午前9時00分 から
平成30年11月30日（金）午後5時00分 まで
 - ・提出方法 電子入札システムにより提出
 - ・提出部数 1部

なお、提案設計図書については、別紙「旧下毛第一清掃センター解体工事発注仕様書」のとおり提出することとし、提出期間については、申請書等と同様とする。
- (3) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日現在の事実をもって行うものとし、その結果については、平成31年1月16日（水）までに通知する。
- (4) その他
 - ① 申請書等の作成にかかる費用は、申請者の負担とする。

- ② 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に当市において無断で使用することはできないものとする。
- ③ 提出された申請書等は、返却しないものとする。
- ④ 提出期限後において申請書等の追加、差替え及び再提出は認めない。

4. 現場説明会

- (1) 現場説明会を希望する者は、別に配布する現場説明会参加申込書を提出しなければならない。なお、現場説明会への参加は入札参加の必須条件とする。
- (2) 申込書の提出期限等
 - ・ 期 間 平成30年10月 5日 (金) 午前9時00分 から
平成30年10月24日 (水) 午後5時00分 まで
 - ・ 提出方法 電子メール又は持参により提出
 - ・ 提出部数 1部
 - ・ 提出先 E-mail keiyakukensa@city.nakatsu.lg.jp
持参の場合は、中津市役所 3階 契約検査課 (土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
- (3) 現場説明会の日程
 - ・ 期 間 平成30年10月25日 (木) から 平成30年11月2日 (金) まで
※申込書の提出のあった者に順次、詳細日程を連絡する。

5. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。
説明を求める場合は、平成31年1月23日 (水) までに中津市役所契約検査課契約係まで書面にて提出すること。(書式は任意とする。)
- (2) 契約担当者は説明を求められたときは、平成31年1月28日 (月) までに説明を求めた者に対し書面で回答する。

6. 契約条項及び設計図書閲覧等の日時

- (1) 本案件の契約条項は、中津市公共工事請負契約約款 (平成8年中津市告示第31号) によるものとする。
- (2) 本案件に係る設計書、図面及び仕様書等 (以下「設計図書等」という。) の閲覧及び配付を次のとおり行う。
 - ① 設計図書等の閲覧
 - ・ 期 間 平成30年10月5日 (金) から平成31年1月29日 (火) まで
(土曜、日曜及び祝祭日を除く)
 - ・ 時 間 午前9時00分から午後5時00分まで
 - ・ 場 所 中津市役所 3階 設計図書閲覧室
 - ② 設計図書等のダウンロード
 - ・ 期 間 平成30年10月 5日 (金) 午前9時00分 から
平成31年 1月29日 (火) 午後5時00分 まで
 - ・ 方 法 電子入札システムよりダウンロード
- (3) 設計図書等に質疑がある場合には、次のとおり書面で電子メール又は持参により行うこと。
 - ・ 期 間 平成30年10月 5日 (金) 午前9時00分 から
平成31年 1月22日 (火) 午後5時00分 まで
 - ・ 提出先 E-mail keiyakukensa@city.nakatsu.lg.jp

持参の場合は、中津市役所 3階 契約検査課（土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(4) (3)に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ・ 期 間 質問書受付日の翌日から起算して3日目（土曜、日曜及び祝祭日を除く。）から平成31年1月29日（火）まで
- ・ 閲覧方法 「大分県共同利用型入札情報サービスシステム」内の案件情報に回答を添付する。

7. 入札書受付期間及び入札（開札）日時

- ・ 入札書受付期間 平成31年1月25日（金） 午前9時00分 から
平成31年1月29日（火） 午後5時00分 まで
- ・ 開札日時 平成31年1月30日（水） 午後1時30分 （電子入札システム）

8. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付（中津市契約規則第6条の規定による。）

9. 入札方法等

- (1) 入札は、原則として電子入札システムにより行うこととする。
- (2) 電子入札に使用するICカードは、代表者（JVの場合は代表構成員の代表者）又はその受任者の名義のICカードとする。
- (3) 入札執行回数は1回までとする。
- (4) 郵便及び電報による入札は認めない。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 入札に関する注意事項

- (1) 紙入札で参加する場合は、紙入札（見積）参加届出書を契約検査課に提出するものとし、提出期限は入札書受付期間までとする。
- (2) 紙入札での参加を認めた者については、その後の電子入札への移行は認めないものとする。
- (3) 紙入札での参加を認めた者の入札書は、発注者が指定した日時及び場所に提出するものとする。

11. 入札金額内訳書

一. 入札金額内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）を提出すること。
- (2) 内訳書は、電子入札システムを利用して電子ファイルにより入札書と同時に提出するものとする。ただし、契約担当者が紙での入札参加を認めた場合は、紙で提出できるものとするが、この場合であっても内訳書の提出期限は入札書の受付期限（開札日の前日）までとする。

二. 入札金額内訳書の作成等

- (1) 内訳書の様式については、電子入札システムよりダウンロードしたものを使用すること。

- (2) 内訳書の記載内容については、設計図書に示す「見積参考資料」に記載された各項目及び各項目に対応する入札金額の根拠とした金額とする。

三. 審査及び無効入札として取扱う基準

- (1) 審査は、開札時に入札参加者が提出した内訳書により行い、落札候補者のした入札が無効となった時は、次順位の者を落札候補者とし審査を行うものとする。
- (2) 審査により無効入札として取扱う基準は以下のとおりとする。
- ① 全入札参加者の審査事項
 - ア 内訳書の全部または一部が未提出の場合
 - ② 落札候補者の審査事項
 - ア 内訳書に入札参加者の商号又は名称、代表者名及び代表者印（電子入札の場合は代表者印不要）がない場合
 - イ 工事名が未記入の場合、または記載されている工事名では本案件に係る内訳書であることが特定できない場合
 - ウ 入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格計（消費税及び地方消費税を除く。）が一致しない場合
 - エ 内訳書に記載されている直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各項目欄に記載された金額の合計と工事価格欄に記載された金額が一致しない場合
 - オ 値引き等の項目が計上されている場合（スクラップ等マイナス計上すべきものを除く。）
 - カ 内訳書のうち、次に掲げる各項目及び金額の記載が脱落している場合
種目及び科目
 - キ その他重大な不備がある場合

1 2. 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ①入札者として資格のない者のした入札。
 - ②競争入札に際し、不当に価格をせり上げ又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。
 - ③同一の入札について二以上の入札をした者のした入札。
 - ④同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者のした入札。
 - ⑤入札金額の訂正に訂正印のない入札。
 - ⑥入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。
 - ⑦前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札。
 - ⑧虚偽の申請を行った者のした入札及び、公告等において示した入札に関する条件に違反した者の入札。
 - ⑨内訳書の審査基準に該当する入札。
 - ⑩現場説明会への参加しなかった者のした入札。
 - ⑪予定価格を超える額による入札。

1 3. 落札決定及び契約締結について

- (1) 最低制限価格
- ① 本工事は最低制限価格制度の対象外とする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (3) (2)により落札者となるべき者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
- (4) 落札者は、契約書を落札決定日から（落札決定日を1日目とし）7日以内（7日目が開庁日の場合は次の開庁日まで）に中津市役所契約検査課契約係まで提出すること。

14. 支払条件

前払金	有
中間前払金	有
部分払	有（回数については、落札決定後、協議して定める。）

15. その他

- (1) 入札参加者が1者の場合は、入札を延期又は中止する場合がある。
- (2) 落札者は、申請書等に記載した配置予定の技術者を本案件の現場に専任で配置すること。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は解除等の措置をとるとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 入札参加資格確認通知後、入札参加資格者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、本案件の入札参加資格を取消し、契約を締結しないこととする。
 - ① 中津市契約規則施行細則（昭和62年中津市告示第39号）の規定に基づく指名停止措置を受けたとき。
 - ② 本入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (5) 必要な保険（土木工事保険・建設工事保険等）については、必ず加入すること。また、契約時にはその証書の写しを工事(業務等)担当課に提出すること。
- (6) 本件入札に関する問合せ先
〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3
中津市役所 契約検査課 契約係
電話 0979-22-1111 内線 701・702